

医科点数表の解釈 令和4年4月版

Web追補 No.5 (令和4年10月号)

令和4年10月17日作成

- 以下の通知・事務連絡等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和4年9月28日 保医発0928第1号(令和4年10月1日適用)
 - 令和4年9月29日 医療課事務連絡
 - 令和4年9月30日 保医発0930第7号(令和4年10月1日適用)
 - 令和4年9月30日 保医発0930第9号(令和4年10月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。<https://www.shaho.co.jp/publication/navi/>
- 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その26)」(令和4年9月14日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その27)」(令和4年9月22日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その28)」(令和4年9月27日医療課事務連絡)
 - ・「看護職員処遇改善評価料の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その2)」(令和4年9月27日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その29)」(令和4年10月6日医療課事務連絡)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**に掲載していきますのでご利用ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
443			[下から9行目の次に次のように追加] (14) 早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的として、BRAF遺伝子検査を実施した場合にあっては、ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を実施した年月日を、 診療報酬明細書 の摘要欄に記載すること。 (令 4. 9.30 保医発 0930 9)	
470	右	上から12行目	3月に1回を超える算定の場合	前立腺癌の確定診断がつかず2回以上算定する場合
499			[D023微生物核酸同定・定量検査の「21」細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出の所定点数(1,700点)を準用する項目として追加] ◇ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液) ア ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)は、関連学会が定めるガイドラインに基づき、問診、身体所見又は他の検査所見から髄膜炎又は脳炎が強く疑われる患者に対して、脳脊髄液中の病原体の核酸検出を目的として、マイクロアレイ法(定性)により、大腸菌、インフルエンザ菌、リステリア菌、髄膜炎菌、B群溶連菌、肺炎球菌、サイトメガロウイルス、ヒトヘルペスウイルス、ヒトパレコウイルス、エンテロウイルス、単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス及びクリプトコックスの核酸検出を同時に行った場合に、D023微生物核酸同定・定量検査の「21」の細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出の所定点数を準用し、一連の治療につき1回に限り算定する。なお、髄膜炎又は脳炎を疑う臨床症状又は検査所見及び医学的な必要性について 診療報酬明細書 の摘要欄に詳細に記載すること。 イ 本検査は、小児科、神経内科、脳神経外科又は救急科の経験を5年以上有する常勤の医師が1名以上配置されている場合に限り算定する。なお、D023微生物核酸同定・定量検査の「20」のウイルス・細菌核酸多項目同時検出の施設基準を届け出ている保険医療機関において実施すること。 ウ 一連の治療期間において別に実施した以下の検査については別に算定できない。 (イ) D012感染症免疫学的検査「11」のウイルス抗体価(定性・半定量・定量)において算定対象として掲げられているもののうち、サイトメガロウイルス、ヘルペスウイルス及び水痘・帯状疱疹ウイルスに関する検査 (ロ) D012感染症免疫学的検査「26」のインフルエンザ菌(無莢膜型)抗原定性 (ハ) D012感染症免疫学的検査「35」のクリプトコックス抗原定性 (ニ) D012感染症免疫学的検査「37」の単純ヘルペスウイルス抗原定性	

頁	欄	行	変更前	変更後
			(ホ) D012感染症免疫学的検査「39」の肺炎球菌莢膜抗原定性(尿・髄液) (ヘ) D012感染症免疫学的検査「44」の単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜), 単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器) (ト) D023微生物核酸同定・定量検査「16」の単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量, サイトメガロウイルス核酸定量 (チ) D023微生物核酸同定・定量検査「18」のサイトメガロウイルス核酸検出	〔令 4. 9.30 保医発 0930 9〕
501	右	上から23～24行目	【304】検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合→検査を実施した施設名を記載すること。	〔削除〕
502	右	下から22～21行目	【311】検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合→検査を実施した施設名を記載すること。	〔削除〕
894 ～ 931			〔「医科点数表第10部の区分番号(Kコード)に対応する手術基幹コード(STEM7)」の別表が更新されています。厚生労働省の「令和4年度診療報酬改定について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html)の「第4 電子点数表等」をご参照ください。〕	
946	右	下から26行目	及び脳動静脈奇形	, 脳動静脈奇形及び薬物療法による疼痛管理が困難な三叉神経痛
946	右	下から20行目	〔次行に追加〕	〔令 4. 9.30 保医発 0930 7〕
955			〔N005-3 PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製の所定点数(2,700点)を準用する項目として追加〕 ◇ ミスマッチ修復タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は, 病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に, 次に掲げる場合において, 患者1人につき1回に限り, N005-3PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を準用して算定できる。ただし, 次に掲げるいずれか1つの目的で当該検査を実施した後に, 別の目的で当該検査を実施した場合であっても, 別に1回に限り算定できることとし, 同一の目的においてD004-2に掲げる固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査若しくはリンチ症候群におけるマイクロサテライト不安定性検査を併せて実施した場合は, 主たるもののみ算定する。なお, いずれか1つの目的で当該検査を実施した後に, 別の目的で当該検査を実施する場合は, 診療報酬明細書の摘要欄にその理由を詳細に記載すること。 ア 抗PD-1抗体抗悪性腫瘍剤の固形癌患者への適応を判定するための補助に用いる場合 イ 大腸癌におけるリンチ症候群の診断の補助に用いる場合 ウ 大腸癌における抗悪性腫瘍剤による治療法の選択の補助に用いる場合	
1100			〔供給停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の臨時的な取扱いについて, 「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和4年9月29日医療課事務連絡)により, 令和4年10月以降の取扱いが示されています。当該事務連絡については診療報酬関連情報データベースからご確認ください。〕	

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供, その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。